

附

則

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、2024年4月1日から実施いたします。

2 料金その他の供給条件についての経過措置

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力A

イ 適用範囲

この需給約款実施の際現に変更前の電気需給約款〔特別高圧〕（以下「旧需給約款」といいます。）の特別高圧季節別時間帯別電力Aの適用を受け、特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値と、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季節区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は、次のとおりといたします。

a 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

b そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(ロ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

b 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

c 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 62 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 40 銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 01 銭	18 円 86 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 80 銭	18 円 65 銭

c 夜間時間

1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 56 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 33 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力 B

イ 適用範囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧季節別時間帯別電力 B の適用を受け、特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上（特別高圧自家発補給電力 B とあわせて契約する場合は、特別高圧自家

発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。)であるものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季節区分および時間帯区分

季節区分および時間帯区分は、(1)ハに準ずるものといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,660 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 62 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 40 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 18 銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 01 銭	18 円 86 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 80 銭	18 円 65 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 57 銭	18 円 37 銭

c 夜間時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 56 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 33 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 18 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ホ その他

発電設備、蓄電池等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含み

ます。)を使用することはできません。

(3) 特別高圧電力A

イ 適用範囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧電力Aの適用を受け、特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季節区分

季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加

えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額いたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 85 銭	17 円 84 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 59 銭	17 円 63 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(4) 特別高圧電力B

イ 適用範囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧電力Bの適用を受け、特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値と、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季 節 区 分

季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,660 円 00 銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 29 銭	17 円 34 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 04 銭	17 円 12 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 80 銭	16 円 90 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ホ そ の 他

発電設備、蓄電池等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(5) 特別高圧自家発補給電力

イ 特別高圧自家発補給電力A

(イ) 適 用 範 囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧自家発補給電力Aの適用を受ける特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aのお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、適用いたしません。

(ロ) 契 約 電 力

a 契約電力は、お客様の発電設備の容量(定格出力といたします。)を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量(定格出力といたします。)を下回らないものといたします。

b aによりがたい場合には、次の値を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。

(a) 予備発電設備が設置されている場合

お客様の発電設備の容量(定格出力といたします。)からお客様の予備発電設備の容量(定格出力といたします。)を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

(b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客様の発電設備の容量(定格出力といたします。)から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量(同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。)を差し引いた値

(ハ) 季 節 区 分

季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(ニ) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費

等調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aの該当料金の10パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増したものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 95 銭	18 円 84 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 66 銭	18 円 59 銭

(b) (a) 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 97 銭	21 円 59 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 62 銭	21 円 28 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

- (ホ) 特別高圧自家発補給電力Aの使用
- a お客様が特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- b 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと特別高圧自家発補給電力Aを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aの契約電力をこえないときは、aにかかわらず、特別高圧自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。
- (ハ) 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合の最大需要電力
- 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aの契約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。
- a 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らか場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- b 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと特別高圧自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (ニ) 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合の使用電力量
- a 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
- (a) 特別高圧季節別時間帯別電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- i 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力
- ii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力
- iii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

(b) 特別高圧電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- i 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Aの平均電力
- ii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧電力Aの平均電力
- iii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧電力Aの平均電力

- b 特別高圧自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

c 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Aの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Aの使用時間に乗じてえた値をこえないものといたします。

(フ) そ の 他

- a 定期検査または定期補修は，その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。
- b 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- c その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ロ 特別高圧自家発補給電力B

(イ) 適 用 範 囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧自家発補給電力Bの適用を受ける特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bのお客さまが，お客さまの発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合で，当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については，適用いたしません。

(ロ) 契 約 電 力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 季 節 区 分

季節区分は，(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(ニ) 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，cによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，(7)イ(ホ)によって算定された燃料費

等調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Bの該当料金の10パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増したものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 32 銭	18 円 29 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 06 銭	18 円 04 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 80 銭	17 円 80 銭

(b) (a) 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 19 銭	20 円 90 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 85 銭	20 円 59 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 53 銭	20 円 29 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(ホ) 特別高圧自家発補給電力Bの使用

a お客さまが特別高圧自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

b 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと特別高圧自家発補給電力Bを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bの契約電力をこえないときは、aにかかわらず、特別高圧自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

(ハ) 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bの契約電力と特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

a 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Bの超過であることが明らかでない場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

b 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと特別高圧自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ト) 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合の使用電力量

a 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家

発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(a) 特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- i 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
- ii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
- iii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

(b) 特別高圧電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- i 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Bの平均電力
- ii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧電力Bの平均電力
- iii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧電力Bの平均電力

b 特別高圧自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

c 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Bの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものとしたします。

(フ) そ の 他

a 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、その時期を変更していただくことがあります。

b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものとしたします。

(6) 特別高圧予備電力

イ 適 用 範 囲

この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧予備電力の適用を受ける特別高圧季節別時間帯別電力A，特別高圧季節別時間帯別電力B，特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合で当社との協議が調ったものに適用いたします。

(イ) 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

(ロ) 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

ロ 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値としたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに契約電力は、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大

需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧季節別時間帯別電力B、特別高圧電力A

または特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

(7) 燃料費等調整

イ 燃料費等調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3759$$

$$\gamma = 0.6725$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単
純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時
までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.8288$$

$$\delta 2 = 0.1712$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単
純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キ
ロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、
その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、平均市
場価格算定期間は、スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定
する場合の期間とし、3（定義）(19)にかかわらず、(ニ)によります。

(ハ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定され
た値といたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点
以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等} &= (\text{平均燃料価格} - \text{ロの基準燃料価格}) \times \frac{\text{ニの基準燃料単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} &+ (\text{平均市場価格} - \text{ハの基準市場価格}) \times \text{ホの基準市場単価} \end{aligned}$$

(ニ) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定
期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平
均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等
調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対
応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月21日から翌年 の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から翌年 の1月31日までの期間	毎年11月21日から翌年 の2月20日までの期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間（翌 年が閏年となる場合は、翌 年の2月29日までの期間）	毎年12月21日から翌年 の3月20日までの期間	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

(ホ) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(ハ)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	57,500円
--------	---------

ハ 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

基準市場価格	11円22銭
--------	--------

ニ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭9厘
------------	-------

ホ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、基準市場単価上限値を超えない限りで、年度ごとに定めるものといたします。

また、基準市場単価は、その年度が開始する3月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

なお、基準市場単価上限値は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	32銭8厘
------------	-------

ヘ 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、イ(イ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、イ(ロ)の各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびにイ(ハ)によって算定された燃料費等調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

- (8) この需給約款実施の際現に旧需給約款の適用を受けているお客さまの基本料金および電力量料金は、契約期間満了までの間、(1)ニ(イ)および(ロ)、(2)ニ(イ)および(ロ)、(3)ニ(イ)および(ロ)、(4)ニ(イ)および(ロ)または(5)イ

(ニ) b もしくはロ(ニ) b にかかわらず，次のとおりといたします。

イ 特別高圧季節別時間帯別電力A

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 78 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 56 銭

b 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 17 銭	22 円 02 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 96 銭	21 円 81 銭

c 夜間時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 72 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 49 銭

ロ 特別高圧季節別時間帯別電力B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,660 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 78 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 56 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 34 銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 17 銭	22 円 02 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 96 銭	21 円 81 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 73 銭	21 円 53 銭

c 夜間時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 72 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 49 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 34 銭

ハ 特別高圧電力A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 01 銭	21 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 75 銭	20 円 79 銭

ニ 特別高圧電力B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,660 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 45 銭	20 円 50 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 20 銭	20 円 28 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 96 銭	20 円 06 銭

ホ 特別高圧自家発補給電力

(イ) 特別高圧自家発補給電力A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 11 銭	22 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 82 銭	21 円 75 銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	26 円 13 銭	24 円 75 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 78 銭	24 円 44 銭

(ロ) 特別高圧自家発補給電力 B

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 48 銭	21 円 45 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 22 銭	21 円 20 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 96 銭	20 円 96 銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 35 銭	24 円 06 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 01 銭	23 円 75 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	24 円 69 銭	23 円 45 銭

(9) (8)の適用を受けるお客さまの燃料費等調整は、(7)に準ずるものいたします。ただし、(7)イ(i)の α 、 β および γ の値、(7)イ(ロ)の $\delta 1$ および $\delta 2$ の値、(7)ロの基準燃料価格、(7)ハの基準市場価格、(7)ニの基準燃料単価ならびに(7)ホの基準市場単価は、次のとおりいたします。

イ α 、 β および γ の値

α 、 β および γ の値は、次のとおりいたします。

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

ロ δ 1および δ 2の値

δ 1および δ 2の値は、次のとおりといたします。

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

ハ 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	64,900 円
--------	----------

ニ 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

基準市場価格	17 円 44 銭
--------	-----------

ホ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	14 銭 5 厘
-------------	----------

ヘ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	32 銭 8 厘
-------------	----------

- (10) この需給約款実施の際現に旧需給約款の特別高圧臨時電力の適用を受けているお客さまの料金は、契約期間満了までの間、18（臨時電力）にかかわらず、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促

進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

また、電力量料金は、(9)に準じて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき、特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上の場合は(8)ニの特別高圧電力B、特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上の場合は(8)ハの特別高圧電力Aの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、それぞれの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(イ) 動力（付帯電灯を含みます。）を使用する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 53 銭	22 円 40 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 23 銭	22 円 13 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 96 銭	21 円 88 銭

(ロ) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する場合

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロ ワット時 につ き	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受 ける場合	24 円 21 銭	23 円 01 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受 ける場合	23 円 90 銭	22 円 73 銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ニ そ の 他

その他の事項については、臨時電力に準ずるものといたします。

(11) そ の 他

(1)から(6)まで、(8)および(10)の適用を受けるお客さまの供給条件は、次のとおりといたします。

イ 使用電力量の単位は、4（単位および端数処理）(2)にかかわらず、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 当社は、9（需給契約の単位）にかかわらず、1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合、次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合または9（需給契約の単位）(2)もしくは(3)の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

特別高圧臨時電力，特別高圧自家発補給電力，特別高圧予備電力

ハ 使用電力量の算定は、22（使用電力量等の算定）(1)，(2)および(3)にかかわらず、以下のとおりといたします。

(イ) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、原則として託送約款等に定める検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電

力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。ただし、当社があらかじめ託送約款等に定める計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

(ロ) 特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bについては、使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行いません。

ニ 当社は、24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

また、計量値を確認する場合は、その値によります。

ホ お客さまの料金の支払義務は、25（料金の支払義務および支払期日）(1)にかかわらず、原則として、託送約款等に定める検針日に発生いたします。

ヘ 特別高圧季節別時間帯別電力Bもしくは特別高圧電力Bの場合、特別高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Bで特別高圧電力Bに準ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧季節別時間帯別電力Bもしくは特別高圧電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたときは、当社は、33（違約金）(1)に準じて違約金を申し受けるものとし、また、42（解約等）に準じて需給約款を解約することがあります。

ト お客さま（(8)および(10)の適用を受けるお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、40（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう精算）にかかわらず、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等や

むをえない理由による場合を除きます。

- (イ) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって当初から(ホ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の消滅にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (ロ) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって当初から(ホ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、(ホ)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分いたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の消滅にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (ハ) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって当初から(ホ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、(ホ)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、

減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分いたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (二) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって当初から(ホ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、(ホ)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分いたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (ホ) 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、(7)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものいたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき特別高圧で電気の供給を受けて動力（付

帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上の場合は(4)の特別高圧電力B、特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上の場合は(3)の特別高圧電力Aの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、それぞれの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、季節区分は、(1)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(a) 動力（付帯電灯を含みます。）を使用する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 37 銭	19 円 24 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 07 銭	18 円 97 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 80 銭	18 円 72 銭

(b) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 05 銭	19 円 85 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 74 銭	19 円 57 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

チ (8)のお客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、トに準ずるものといたします。この場合、料金は、(10)に準じて精算していただきます。

リ その他の供給条件は、本則に準ずるものといたします。

3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

4 この需給約款の実施にともなう切替措置

この需給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。